

令和6年蘭越町議会第4回定例会会議録

○開会及び閉会

令和6年12月13日

開会 午前10時00分

閉会 午後 1時31分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山	正一
	3番	淀谷 融	5番	金安	英照
	6番	向山 博	7番	難波	修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷	要
	10番	永井 浩	11番	熊谷	雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

8番 赤石 勝子 9番 柳谷 要

○説明のために出席した者の職氏名

町長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	谷口 敦哉	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	教育次長	梅本 聖孝

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	同意第1号	蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第2	同意第2号	蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 3	議案第 1 号	動産の取得について（資源ごみ収集車）
日程第 4	議案第 2 号	蘭越町職員の派遣研修費用の償還に関する条例
日程第 5	議案第 3 号	蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 4 号	蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 5 号	蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 6 号	蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 7 号	蘭越町ふれあいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 0	議案第 8 号	令和 6 年度蘭越町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 1 1	議案第 9 号	令和 6 年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 1 0 号	令和 6 年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 1 1 号	令和 6 年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 1 2 号	令和 6 年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 5	議案第 1 3 号	令和 6 年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 6	議案第 1 4 号	令和 6 年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 7	議案第 1 5 号	令和 6 年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 8	意見書案第 1 号	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の

日程第19	報告第1号	改正を求める意見書 所管事務調査の結果報告について (総務文教常任委員会)
日程第20	報告第2号	例月出納検査結果報告
日程第21	承認第1号	閉会中の継続調査申出書(議会運営 委員会)

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。
ただいまの出席議員は10名であります。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、同意第1号蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。
暫時休憩いたします。
（対象者除斥）

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 提案理由の説明を求めます。
金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意第1号蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

12月19日をもって任期満了になります山内副町長から、任期満了をもって退任したいとの申し出がございました。

山内副町長とは44年にわたり、苦楽を共にしてまいりましたので、これまでと同様に仕事をしてもらえないかと、強く慰留をいたしましたが、町の活性化、組織の活性化のために、後輩に道を譲りたいと強い決意で私に話をされました。

このようなことから、後任として検討に検討を重ねた結果、知識・経験・人柄・人格に優れ、また、多くの職員から信頼を得ております、現教育長の小林俊也さんを副町長として選任したく、同意を求めるものでございます。

小林俊也さんは、役場に平成3年4月に奉職し、以来33年9か月にわたり、職務に精励され、この間、健康推進課地域包括支援センター長、健康推進課長、総務課長等を歴任し、その後4年間、教育長を務め、現在に至っております。

小林さんならば、町の発展のために共に頑張ってくれると確信をしております。

以上、副町長の選任につきまして、地方自治法第162条の規定により、

同意をいただきたいと存じますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論省略いたします。

これより、同意第1号蘭越町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（除斥者入場）

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、同意第2号蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（対象者除斥）

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意第2号蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

す。

この度、12月19日をもって空席となります教育長の任命につきましては、小林前教育長の後任として検討に検討を重ねた結果、知識・経験・人柄・人格等から、渡辺貢総務課長を後任の教育長として任命したく、同意を求めるものでございます。

渡辺総務課長は、役場に奉職して36年、この間、総務課財政係長、総務課主幹、総務課参事兼企画防災対策室長等を歴任し、その後4年間、総務課長を務め、現在に至っております。

渡辺総務課長ならば、本町の教育行政推進のため、重責を担っていただく教育長として一層頑張ってくれると確信をしております。

なお、教育長の任期は、12月20日からの小林前教育長の残任期間の2年となります。

以上、教育長の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意をいただきたいと存じますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論省略します。

これより、同意第2号蘭越町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（除斥者入場）

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第3、議案第1号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第1号動産の取得につきまして、御説明申し上げます。

本件は、予定価格が700万円以上の動産の取得であるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

動産の種類は、資源ごみ収集車1台でございます。

契約の方法は、随意契約で、取得金額は、消費税85万4,027円を含む946万円でございます。

納入については、令和7年1月31日までとしております。

契約の相手方につきましては、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第4、議案第2号蘭越町職員の派遣研修費用の償還に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第2号蘭越町職員の派遣研修費用の償還に関する条例につきまして、御説明申し上げます。

10月29日開催の議員協議会において、本条例案に係る概要を御説明させていただいたところでございますが、本町の技術職員不足の現状を踏まえまして、職員採用後に研修として専門学校等へ派遣し、終了後は役場の専門職として勤務していただく制度を整えることで、技術職員等の補充を図るものです。

この度の本条例は、研修先となる学校や予備校を途中でやめたり、研修後に役場に戻ってから早期に離職した場合には、町が負担した入学金、授業料、教材費等の研修費用については、一定の要件の中で返還規定や免除規定が必要となることから、国家公務員の留学費用の償還に関する法律第12条第2項の規定に準じ、この研修費用の償還に関する条例を新たに制定させていただくものです。

なお、研修条件、費用等の詳細につきましては、本条例の施行に合わせて、規則と要綱の定めをもって運用させていただくものでございますが、本日、お手元に参考資料8として、施行規則案と実施要綱案をお配りさせていただいております。

それでは、議案の1ページを御覧願います。

第1条は、本条例の趣旨についての定めで、職員の派遣研修費用に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は、用語の定義で、第1項は職員、第2項は派遣研修、第3項は、派遣研修費用、第4項は特別職、地方公務員の定義を、それぞれ御覧のとおり定めております。

第3条第1項は、派遣研修費用の償還についての定めで、派遣研修を

命ぜられた職員が研修を取り消されたとき、または離職したときには、次の第1号及び第2号に定める金額を町に償還しなければならない規定を定めております。

第2項は、第1項第2号の職員としての在職期間についての定めで、次の第1号から2ページになります。第5号に掲げる自己啓発休業・休職・育児休業等の期間は、5年の在職期間には含まないものとする規定を定めております。

第4条は適用除外についての定めで、次の第1号から各号に掲げる公務上での負傷や疾病にかかり免職となった場合、またなんらかの事象で死亡した場合など、離職を余儀なくされた場合には、派遣研修費用の返還を免除する規定を定めるものです。

第5条は委任条項で、本条例の施行に当たり必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則第1項は、施行期日で、この条例は公布の日から施行するものです。

第2項は適用区分で、この条例の施行の日以後に派遣研修を命ぜられた職員について適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） この条例自体については、異議はないんですけど、賛成したいと思いますけども、全体的な流れをちょっとですね、お聞きしたいなと思います。

参考資料8ページ、参考資料8ですけども、実際にこの派遣研修をさせようとする職員に対してですね、どういう働きかけをしていくかというあたりなんですけれども、実際に職員に採用すると同時に、ただちにですね、例えば採用する、その年の年度4月からすぐ派遣研修先の教育機関に行かせるようなことになるのか、あるいは例えば派遣する先の研修機関、専門学校だったら専門学校が、受験して合格しなければならないというようなこともあるかと思うんですけども、そのへんの採用し

てから働きかけをして、受験をさせて、専門学校なら専門学校に行かせるということが通常のかたちなのか、あるいは本人が意向さえあれば、採用の4月からでもただちにですね、専門学校等に働きかけをして受け入れてくれるということをもって、採用と同時に派遣をするというかたちになるのか、想定をしているようなかたちがあればですね、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 難波議員の御質問にお答えします。

2パターン想定しております。

まず1パターン、一つ目はですね、これからの規則要綱をもって、もう採用の公募の準備は取り進めているところでございます。その公募する条件の中に、今の要綱案、それから規則等をもって、事前にこれらのこういう研修の趣旨を理解した上で、公募してもらっていうことを条件として、してもらおうと思っております。その上で、職員で採用した上で、採用して同時にですね、学校のほうに行かせるような仕組みも考えております。

まず、公募の段階でこういう制度がありますっていうことを事前に広く周知してから職員採用、期日については当然、年度途中も考えられますので、ただちにとということになれば、もう今年度すぐに公募して、募集があり次第、そういう要綱に定める申請行為、それから決定行為等々も出てきますので、そのへんで採用をまず考えていきたいというふうに考えております。

2点目は、採用した、今現在いる職員でございますが、職員の中でも広く公募してですね、自分自身が土木技術、もしくは技術、建築職、もしくは看護師から保健師職になりたいなどといった場合も、この償還規定に準じて別な要綱を定めながら、そういうのにも使えるかなというふうに想定しております。

ですからここにいる職員の方々もですね、高いそういった志がある方については、専門学校等、そういうところに派遣をして、研修として制度を整えてまいりたいと考えておりますので御理解願います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町職員の派遣研修費用の償還に関する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、議案第3号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、令和6年度人事院勧告による期末手当0.1月分の引き上げの内容、また、先般10月31日に開催されました特別職報酬等審議会においての改定の答申を踏まえまして、議会議員及び特別職の期末手当について、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料①の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

1 ページになります。

はじめに、第1条の蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正ですが、第4条第2項中100分の225を100分の230に改めるもので、6月、12月の支給をそれぞれ230に改正するものです。

次に、第2条蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正ですが、第1条と同様に、第4条第2項中、100分の225を100分の230に改めるものです。

次に、第3条の蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正ですが、2ページを御覧願います。

前条と同様になりますが、第3条第3項中100分の225を100分の230に改めるものです。

なお、附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するものです。

また、第2項から第4項までは経過措置で、令和6年度に限り、それぞれ改正後の条例中100分の230とあるのは100分の235と読み替えて適用するものです。

第5項は、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす規定です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第6、議案第4号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第4号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和6年度人事院勧告の内容を踏まえ、職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給率並びに寒冷地手当の改正により、本条例につきましても所要の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料②の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

1ページになります。

はじめに、第1条として、職員の給料月額及び期末勤勉手当、寒冷地手当の改正についてでございますが、第23条は期末手当で、第2項中、期末手当基額にの次に、6月に支給する場合にはを加え、100分の122.5の次に、12月に支給する場合には100分の127.5を加えるものです。

次に、第3項中、100分の68.75との次に、100分の127.5とあるのは100分の71.25とを加えるものです。

次に、第24条は勤勉手当で、第2項中、第2項第1号中、加算した額にの次に、6月に支給する場合には、を加え100分の102.5の次に、12月に支給する場合には100分の107.5を加えるものです。

次に、同項第2号中、勤勉手当、基礎額にの次に、6月に支給する場合にはを加え、100分の48.75の次に、12月に支給する場合には100分の51.25を加えるものです。

2ページを御覧願います。

第26条は、寒冷地手当の額で、同表に掲げます世帯主で、扶養親族のある職員月額2万3,360円を2万6,000円に、世帯主で扶養親族のない職員月額1万3,060円を1万4,500円に、その他の職員8,800円を9,800円に改めるものです。

次に、別表第1、第4条関係の給料表ですが、2ページから7ページまで、左の表から右の表のアンダーラインのとおり改正するもので、平均改定率は1級職の係員等の一般職で月額1万7,700円8.2%の増、6級職の管理職、課長級では5,700円、1.5%の増で、俸給月額全体で約3%の引き上げとなっております。若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に、俸給表、俸給表の引き上げ改定となっております。

7ページを御覧願います。

附則第1条の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するもので、第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例は、令和6年4月1日から適用するものです。

第2条は、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす規定です。

第3条は、規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものです。

8ページを御覧願います。

次に、第2条として、令和7年度から適用となる改正ですが、第23条、期末手当の第2項中、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には、100分の127.5を100分の125に改めるものです。

次に、同条第3項中100分の122.5とあるのは、100分の68.75と、100分の127.5とあるのは100分の71.25を、100分の125とあるのは100分の70に改めるものです。

次に、第24条勤勉手当の第2項第1号中、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の

107.5を100分の105に改めるものです。

次に、同項第2号中、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を100分の50に改めるものです。

この改正によりまして、来年度の6月、12月に支給されます期末勤勉手当の支給率は均等となるものです。

9ページを御覧願います。

附則第1条の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第7、議案第5号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第5号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和6年度人事院勧告の内容を踏まえた職員の俸給月額を引き上げに伴い、会計年度任用職員の給料表の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料③の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

1ページになります。

別表第1の給料表でございますが、左の表の各号俸及び各職務の級に定める給料月額を右の表のとおり、2ページにかけて改めるもので、月額平均で5.3%、1万3,100円の引き上げとなっております。

3ページを御覧願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

第2項は経過措置の規定で、第3項は改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす規定です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） ちょっと参考にお聞きしたいんですけども、平均で5.3%、1万3,100円の改定ということで、一般職よりも高い改定率ということで歓迎したいなというふうに思います。

実は、在職する本庁のその会計年度任用職員の大体平均給料月額ってどのぐらいになるのかと思って、予算書の後ろにある給料表の明細のところを見て割り返してみたんですけども、ちょっとうまくいかなかった

んですよね。もし、把握しているのであれば、現在163名だったかな、当初予算で任用職員いるんですけれども、その方々の平均給料月額ってどのくらいになるのかっていうのを把握されてたら、ちょっと教えてほしいなと思うんですが。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） お答えいたします。

大変申し訳ございません。今、ここで平均月額をちょっと資料として持ってございませんので、改めてちょっと計算してお示ししたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

この今回の改定なんですけども、1級、2級職っていうのは、要は若年層に重点を置いて、改定率の上げ幅が、非常に大きい上げ幅になってるんです。職員のほうと同じなんですけども、そういった意味で会計年度、1級職、2級職と二つの職務になって、ここの上げ幅が今、平均で1万3,100円っていう、1級、2級の平均です。ただ、これに属する今の会計年度の職務の給与がですね、まちまちなものですから、その不足し込みをしないとですね、実際の平均額っていうのがちょっと出てこないもんですから、給料表の平均は今の数字なんですけども、今在職してる169人の平均というのが、今、この場がないということで後ほど御説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第8、議案第6号蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長(福原明美) ただいま上程されました、議案第6号蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国が定める満3歳以上児に係る職員配置基準が改正されまして、併せて道が定める基準についても同様の改正がなされたことから、本町におきましても所要の改正を行うものでございます。

参考資料④新旧対照表によりまして、御説明申し上げます。

変更箇所は、アンダーラインを引いてございます。

第30条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めます。

第32条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めます。

第45条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めます。

第48条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めます。

附則第1項につきましては、施行期日で、この条例は公布の日から施行するものと定めるものでございます。

附則第2項は、経過措置で、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときには、当分の間、改正後の規定は適用しないことを定め、その場合においては、改正前の条例がそ

の効力を有することと定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議ほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号蘭越町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、議案第7号蘭越町ふれあいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第7号蘭越町ふれあいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正する理由につきましては、近隣類似施設の価格相場や、季節や周辺状況などの需要に合わせ、繁忙期や閑散期に柔軟な料金設定ができるよう条例の一部を改正するものでございます。

それでは参考資料⑤の新旧対照表を御覧願います。

変更箇所にはアンダーラインを引いております。

第6条第2項中、当該利用料金に1.5を乗じて得た額までのを、当該利用料金に4.0を乗じて得た額までのに定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号蘭越町ふれあいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は、11時といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第10の前に、議案第5号会計年度任用

職員の条例改正の質疑の中での回答を保留していた部分の答弁をお願いいたします。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 先ほど難波議員から御質問のありました、会計年度任用職員の改正前の給与と改正後の差額の関係です。

まず、職員の日額と時給の方の改正前の給与が13万2,800円。平均です。改正後が14万6,600円で、1万3,800円の平均の増加となっております。

月額給与の職員の方は21万9,100円で、改正後が23万6,800円で増額が1万7,700円となっております。

総体の平均としましては、改正前で17万5,900円、改正後で19万1,700円、差し引き1万5,800円の平均の会計年度任用職員の増加となります。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第8号令和6年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第8号令和6年度蘭越町一般会計補正予算第7号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は82億6,742万6,000円で、歳入歳出それぞれ1億3,550万円を追加し、84億292万6,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次の繰越明許費ですが、第2表繰越明許費によるものです。後ほど御説明いたします。

なお、今回の補正予算で、人事院勧告に伴う会計年度任用職員を含む

職員の給料改定や昇給異動等による人件費、また、特別職及び議会議員の期末手当などの補正も行っておりますが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、給与費関連の1節から4節につきましては説明を省略し、各項目のみの説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。10ページを御覧願います。

1 款 議会費 1 項 議会費 1 目 議会費は説明を省略します。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費、補正額 1, 221 万円。特定財源のその他 2 万 7, 000 円は社会保険料です。1、次のページになります。2、3、4 は説明を省略します。12 ページを御覧願います。10 需用費 9 万円。修繕料で、公用車の所管替えに伴う車検整備料です。11 役務費 3 万 3, 000 円。車体検査代行料 1 万 5, 000 円と、自動車損害賠償責任保険料 1 万 8, 000 円です。26 公課費 3 万 5, 000 円。自動車重量税です。

3 目 会計管理費、補正額 29 万 7, 000 円。11 役務費 29 万 7, 000 円。公金取扱事務手数料で、本年 10 月から公金を他の金融機関へ振り込む際に、内国為替制度運営費として 1 件当たり 62 円が生じることとなったため、事務手数料の追加補正をお願いするものです。

4 目 財産管理費、補正額 1, 118 万 7, 000 円。14 工事請負費 1, 118 万 7, 000 円。庁舎空調設備設置工事で、役場庁舎の会議室ほかにエアコンを設置するもので、物価高騰等に伴い、早期に発注し、来年度の夏までに設置を完了いたしたく、繰越明許費をもって令和 7 年度予算での予算執行をお願いするものです。

5 目 企画費、補正額 553 万 4, 000 円。特定財源のその他 10 万 1, 000 円は社会保険料です。1、次のページになります。3、4 は説明を省略します。11 役務費 382 万 5, 000 円。地域情報通信基盤施設移設等手数料で電柱架替による移設工事の増加により、予算に不足が生じることから追加をお願いするものです。18 負担金補助及び交付金 99 万 8, 000 円。補助金で、バス運行生活路線維持事業 9 万 8, 000 円は、ニセコバス運行路線のニセコ線、福井線の赤字補填に係る要請がありましたので、補正をお願いするものです。次の住宅エコ化支援事業 90 万円は、申請件数の増加により、予算に不足が生じることから追加をお願いするものです。

6目支所及び出張所費は説明を省略します。14ページになります。

8目簡易郵便局費から10目交通安全対策費までは説明を省略します。15ページになります。

12目定住促進対策事業費、補正額88万8,000円。特定財源のその他4,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。18負担金補助及び交付金50万円。地域おこし協力隊、企業事業承継支援事業補助金で、地域おこし協力隊推進要綱に基づき、協力隊員の移住支援員1名が任期満了に伴い、町内で起業するに当たって準備費用等の必要経費を支援するものです。

13目施設管理費、補正額191万9,000円。特定財源のその他2万8,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。16ページにまいります。11役務費105万9,000円。名駒地区生活改善センターほか空調設備設置手数料で、名駒地区ほか集会施設2か所のエアコン設置をお願いするものです。

14目防災対策費は説明を省略します。

15目気候変動対策員の館費、補正額122万6,000円。特定財源のその他2,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。次のページを御覧願います。7報償費15万円の減。環境学習講座講師謝礼で、環境学習会の開催見送りによるものです。8旅費43万8,000円の減。職員旅費で、当初予算で計上の日本貝類学会の参加や各種モニタリング調査等に係る旅費を減額するものです。10需用費18万7,000円。修繕料で貝の館の水道加圧装置の故障により水漏れが生じ、装置本体の交換修理をお願いするものです。12委託料129万8,000円・大気・海洋交流センター企画運営方策検討業務委託料で、民間事業者と連携して、令和7年度からの企画運営に係るロードマップを作成し、大気・海洋交流センターを拠点とした環境に係る事業展開と情報発信の方策を検討するため、委託料の補正をお願いするものです。13使用料及び賃借料6万1,000円の減。有料道路通行料とカーフェリー利用料の減で、各種モニタリング調査に係る出張旅費の減額に伴うものです。

17目地熱開発蒸気噴出事故対策費、補正額1,060万円。特定財源のその他1,060万円は蒸気噴出対策経費負担金です。11役務費1,060万円。水質検査手数料で、昆布、蘭越地区、浄水場の源水を定期的に検査するため、来年1月から3月分までの検査費用として1,060

万円の補正をお願いするものです。

2款総務費 2項徴税費 1目税務総務費は説明を省略します。18ページにまいります。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額575万1,000円。特定財源のその他102万5,000円は、地域福祉基金指定寄附金100万円と社会保険料2万5,000円です。1から4は説明を省略します。19ページになります。19扶助費130万9,000円。高齢者等雪下ろし費用助成事業扶助105万9,000円は、高齢者等の冬季間の安全な生活を守るため、今年度も1世帯当たり2万円を上限に助成するものです。次の補聴器購入費助成事業補助25万円は、補聴器購入に係る申請件数の増加によるものです。24積立金100万円。地域福祉基金積立金で1件の寄附がありましたので、積み立てさせていただくものです。27繰出金74万6,000円。国民健康保険特別会計繰出金で、人件費相当分です。

2目国民年金費は説明を省略します。

3目老人福祉費、補正額321万9,000円。27繰出金321万9,000円。介護保険サービス事業特別会計繰出金で、人件費相当分です。

4目高齢者コミュニティセンター費は説明を省略します。20ページにまいります。

5目高齢者生活福祉センター費は説明を省略します。

6目自立支援給付・措置費、補正額374万7,000円。特定財源の国道支出金280万9,000円は、自立支援医療給付負担金と障害児施設措置費負担金です。19扶助費374万7,000円。自立支援給付費322万6,000円は、更生医療、人工透析に係る利用者数の増加によるものです。次の障がい児施設措置費52万1,000円は、施設通所に係る利用者数の増加によるものです。

7目ふれあいプラザ21費は説明を省略します。21ページになります。

8目介護予防拠点センター費、補正額100万9,000円。特定財源のその他4,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。10需用費53万2,000円。燃料費の25万2,000円は、灯油の追加をお願いするものです。次の光熱水費28万円は、22ページになります。電気料の追加をお願いするものです。

10目介護保険事業費は説明を省略します。23ページになります。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額82万6,000円。特定財源の国道支出金39万3,000円は、地域子ども・子育て支援事業補助金と、子育てのための施設等利用給付交付金です。2から4は説明を省略します。7報償費11万円。誕生祝い金で出生数の増加によるものです。24ページにまいります。18負担金補助及び交付金80万3,000円。負担金で、羊蹄山ろく発達支援センター43万5,000円の減は、令和5年度精算金の確定によるものです。次の家庭的保育等事業給付104万6,000円は、ベアーズこども園の公定価格の改正によるものです。次の幼稚園施設利用料等給付費19万2,000円は、ひばり幼稚園等の利用料単価の見直しによるものです。19扶助費38万8,000円。子育て支援短期利用及び短時間利用事業補助で、利用児童の階層変更及び利用回数の増加によるものです。

3目蘭越保育所費、4目昆布保育所費は説明を省略します。25ページになります。

5目学童保育所費、補正額156万円。特定財源のその他4,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。10需用費66万円。修繕料で、学童保育所の蓄熱暖房機が経年劣化による作動不良のため、交換修理をお願いするものです。26ページにまいります。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費は説明を省略します。27ページを御覧願います。

3目医療給付費、補正額41万7,000円。特定財源のその他2万5,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。22償還金利子及び割引料3万8,000円。養育医療国庫負担金返還金で、令和5年度の事業実績に伴い、国へ返還するものです。

4目環境衛生費は説明を省略します。

6目蘭越診療所費、補正額197万1,000円。特定財源のその他5万7,000円は社会保険料です。1、28ページになります。3、4は説明を省略します。7報償費7万7,000円。新型コロナウイルスワクチン接種業務協力看護師謝礼で、ワクチン接種日を追加したことに伴う看護師謝礼の補正をお願いするものです。

7目保健福祉センター費、補正額957万円。14工事請負費957万円。保健福祉センター空調設備設置工事で、センター内の機能訓練室ほかにエアコンを設置するもので、物価高騰等に伴い、早期に発注し、来

年夏までに設置を完了いたしたく、繰越明許費をもって令和7年度での予算執行をお願いするものです。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん芥処理費、補正額27万円。特定財源のその他27万円は、自動車損害共済金です。10需用費27万円。修繕料で飛び石により破損した資源ごみ収集車のフロントガラスの修理をお願いするものです。

3目浄化槽整備費、補正額96万円。18負担金補助及び交付金96万円。浄化槽設置整備事業補助金で、浄化槽設置の申請件数の増加によるものです。次のページになります。

4款衛生費 3項上水道費 1目飲用水施設整備費、補正額39万5,000円。27繰出金39万5,000円。簡易水道事業会計繰出金で、人件費相当分です。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費は説明を省略します。

3目農業振興費、補正額274万5,000円。特定財源の国道支出金50万円は、経営継承発展支援事業補助金です。7報償費174万5,000円。農作物等被害防止有害鳥獣駆除謝礼で、エゾシカ・アライグマの駆除頭数の増加に伴い補正をお願いするものです。18負担金補助及び交付金100万円。経営継承発展支援事業補助金で、次世代に継承する農業者1名が国からの事業採択を受けましたので、補助するものです。

4目農地費、補正額23万1,000円。2は説明を省略します。30ページにまいります。27繰出金22万7,000円。農業集落排水事業会計繰出金で、人件費相当分です。

5目農業推進対策費、8目育苗施設費、次のページになります。11目農林産物加工施設費は説明を省略します。

6款農林水産業費 2項林業費 2目林業振興費、補正額147万5,000円。特定財源の国道支出金89万2,000円は、豊かな森づくり推進事業補助金です。18負担金補助及び交付金147万5,000円。豊かな森づくり推進事業補助金で、事業計画の変更に伴う事業量の増加により補正をお願いするものです。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費は説明を省略します。32ページにまいります。

2目商工振興費は説明を省略します。

4目観光費、補正額96万8,000円。特定財源のその他3万1,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。次のページに

なります。7報償費22万5,000円。ニセコ山系チセヌプリ周辺冬季安全指導謝礼で、冬季間のチセヌプリ周辺の安全を確保するため、指導員をお願いするものです。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額199万9,000円。特定財源のその他8万4,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。10需用費60万5,000円。修繕料で雪秩父の高圧ケーブルの不具合により、交換修理をお願いするものです。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費は説明を省略します。34ページにまいります。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費と、3目町道新設改良費は説明を省略します。35ページになります。

6目除雪費、補正額334万6,000円。10需用費48万8,000円。修繕料で、ロータリー除雪車のエンジン分解修理に伴う各部品パーツの交換修理をお願いするものです。13使用料及び賃借料285万8,000円。除雪作業車借上料で除雪機械単価及び排雪運搬の積算、また、労務単価の上昇等により、予算に不足が生じることから補正をお願いするものです。

8款土木費 3項河川費 2目河川維持費、補正額190万円。10需用費190万円。修繕料で融雪や大雨等の増水により、普通河川ポン貝殻沢川の法面が崩落したもので、来年春先の融雪等により崩落範囲が拡大するおそれがあることから、修復費用をお願いするものです。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額37万円。1報酬11万3,000円。公営住宅入居者選考委員会委員報酬で、選考委員会の開催回数が予定回数を上回り、予算に不足が生じることから、補正をお願いするものです。2から4は説明を省略します。36ページにまいります。8旅費4,000円。公営住宅入居者選考委員会の委員費用弁償です。

2目町営住宅管理費、補正額13万2,000円。11役務費13万2,000円。アスベスト検査手数料で、ひまわり団地公宅及び目名公宅のアスベスト含有検査費用をお願いするものです。

3目定住促進住宅建設費は説明を省略します。

9款消防費 1項消防費 1目常備消防費、補正額538万6,000円。18負担金補助及び交付金538万6,000円。次のページになります。羊蹄山ろく消防組合負担金で、人件費相当分です。詳細につきましては

しては、参考資料⑥に記載しております。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額249万8,000円。特定財源のその他2万2,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。11役務費55万2,000円。38ページにまいります。児童・生徒用端末環境構築手数料で2か年計画で進めております。学習用タブレット端末の機種変更に伴い、初期設定デバイス管理費用の補正をお願いするものです。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額260万2,000円。特定財源のその他14万8,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。10需用費7万5,000円。修繕料で蘭越小学校の自動火災煙感知器の交換修理をお願いするものです。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費と、次のページになります。10款教育費 4項社会教育費 1目社会教育総務費は説明を省略します。

3目花一会図書館費、補正額172万4,000円。特定財源のその他6万円は社会保険料です。1、40ページにまいります。3、4は説明を省略します。10需用費22万2,000円。修繕料で花一会図書館の暖房パネルの不具合により、温水が循環しないため、バルブの交換修理をお願いするものです。

4目放課後子ども教室費は説明を省略します。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額131万2,000円。特定財源のその他2万2,000円は社会保険料です。1から次のページになります。4までは説明を省略します。18負担金補助及び交付金64万円。体育振興奨励事業補助金で、小・中学校の卓球、バレーボール競技の全道大会出場に当たって、予算に不足が生じることから追加をお願いするものです。

2目体育施設費、補正額148万4,000円。特定財源のその他4,000円は社会保険料です。1から4は説明を省略します。42ページにまいります。10需用費104万円。燃料費の42万円は、灯油の追加をお願いするものです。次の光熱費62万円は電気料です。

3目学校給食センター費、補正額508万3,000円。特定財源のその他252万5,000円は、社会保険料18万1,000円。子ども・子育て基金繰入金434万4,000円の追加と、学校給食費200万円の減です。1から4は説明を省略します。10需用費290万4,00

0円。燃料費の56万円は、次のページになります。重油の追加をお願いするものです。次の賄材料費234万4,000円は、お米や給食食材の高騰により、予算に不足が生じることから補正をお願いするものです。14工事請負費31万円の減。学校給食センター屋上防水改修工事で執行残です。

つづきまして、歳入に戻ります。7ページを御覧願います。

16款国庫支出金、17款道支出金、8ページにまいります。19款寄附金は説明を省略します。

20款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金、補正額2,434万4,000円。3公共施設整備基金繰入金2,000万円。今回の補正予算で、役場庁舎及び保健福祉センターのエアコン設備に相応な工事費用が必要となりますが、補助金、地方債といった特定財源を伴わない単独事業になるため、公共施設整備基金から2,000万円を繰り入れさせていただくものです。4は説明を省略します。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額9,538万9,000円。1繰越金9,538万9,000円。前年度繰越金の追加です。次のページになります。22款諸収入は説明を省略します。

次に、4ページを御覧願います。

第2表繰越明許費につきまして、御説明申し上げます。

2款総務費 1項総務管理費、事業名庁舎空調設備設置事業1,118万7,000円は、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、4款衛生費 1項保健衛生費、事業名保健福祉センター空調設備設置事業957万円は、翌年度に繰り越して使用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番永井議員

○10番（永井浩） ちょっとお伺いしますね。

各目、項で、目で、約33目ぐらいで、会計年度任用職員の報酬の追加があります。これは、先ほど可決された議案第5号の分の遡及した分、遡

及する部分の追加計上なのか、さすれば、先ほど、この中には入っていないんですけども、会計年度職員の期末勤勉手当、それぞれやっぱり33目できちっと上がってるんです。この期末、会計年度職員の期末勤勉手当の計上理由はなんなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

分からなかったら聞いて。

○総務課長（渡辺貢） 会計年度任用職員の期末。勤勉手当の額がですね、これはですね、今年度、令和6年4月に遡及適用いたします。その分の差額支給ということで出てくる金額と合わせて、0.1月分の方ということの解釈になるんですけど、そういう意味でなくて、期末勤勉手当の、会計年度が出てくる。そうですね。それと給料のはね返し分が出てくる分なんですけども。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） 会計年度職員のこの上がって、追加の報酬というのは、先ほど可決した4年の、6年か、6年の4月1日からの分の追加ですよ。そうですね。それで、そこに必ずあるのが会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当がそれぞれ、例えば、議会費だったら、会計年度職員の報酬が25万2,000円追加されてますよと。会計年度職員の期末勤勉手当が4万2,000円追加されてますよ。これはあくまでも前のやつということで、今回のことではないわけですね。この度の、この度追加の期末勤勉手当の追加はないですからね。それで、これは過去にやったやつのはね返し分を、遡及分を出していく。なるほど。それで言ったらね、例えば、今回ね、任用職員はね、給与、費用弁償に関する条例の一部改正あって、あれ今回1万5,000円ぐらい、大体平均ぐらいですね、1万5,100円ぐらい、素晴らしい金額が5.7%上がってるんですけども、こっちの期末勤勉手当のほうがですね、上げられなかったもんかなって思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 永井議員の質問にお答えいたします。

今の職員と同様に、まず給与の遡及適用につきましては、昨年、淀谷議員からも御質問あってですね、その時点では後志管内含めてまだ半分ぐらいの遡及適用ということで、今回、いろいろ町の財源等も考えてですね、その中でこの遡及適用の部分というのは、全体的にできるだろうということでさせて、なんとかさせていただきました。

それで、手当につきましては、昨年1か月分、勤勉手当、ひと月分上げておりました、期末勤勉合わせてふた月分と、町独自の、これはやらせていただいています。

こちらにつきましては、当然、国のほうと同様にする考えは、いずれというかですね、そのへんも財源を見越してやることも検討はいたしますけども、今の全道的、管内的に見てもですね、独自でこういうふうに行っているところ、もしくは勤勉手当も支給してない町村も、実はある現状でございます。そういったところも含めまして、相対的に町の今、今回は遡及適用でさせていただきましたが、その手当の支給につきましては、もうしばらくちょっと検討を重ねながら、状況を見て判断したいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） この期末勤勉手当、本当、町長の温情ですね、支給されたという経緯はよく知っております。ただですね、幹がですね、皆様方、職員であったら手足のごとく、行政をですね、運営してもらっているのは、160人にわたる任用職員が働いて円滑に行政が回っているところでありますので、そのへんもですね、改めて財政の許す限りになります、考えていただければありがたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 御意見頂戴いたしましたので、今後そのへん含めてですね、十分検討してまいりたいと思っておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 給食費のことでちょっと教えてほしいなと思って、歳入の8ページと9ページに、今の説明でわかったんですけども、子ども・子育ての繰入金が434万4,000円、これは給食費のほうに充当しているわけです。それから雑入の学校給食費で200万円減してるんですね。それを受けて、歳出のほうの43ページですけれども、学校給食センター費の中で、賄材料が234万4,000円追加をしています。このやり取りで、結局、歳入で給食費200万円減をして、それから足りない賄材料費を234万4,000円追加をしているということで、その分を基金繰入で434万4,000円繰り入れて充当しているという、そういう予算の仕組みなんですけれども、賄材料、以前もやりましかども、給食費を上げないで賄材料は繰入をしてやりますよということで、今回もそういう考え方だと思ってるんですけども、200万円の給食費の減っているのはなんなのかなって、ちょっとよくわからないんですけども、その中身をちょっと教えてほしいなと思って、よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） 難波議員の御質問にお答えいたします。

給食費の減につきましては、当初見込んでおりました蘭越高校の在校数が当初見込んでいた数よりも少なかったこと、また保育所の人数が少なかったことを受けまして、精査し直したところ約200万円の不足が生じたということでございます。

歳出につきましては、説明のありましたとおり、物価高騰に伴いまして、上昇した分、したがって434万4,000円、この部分が賄材料全体としては足りなかったという認識で、足りなくなるという認識で進めているところとなったところでございます。

主な物価の上昇と簡単に言いますが、9月以降のお米の値段が大きく上がったことが、非常にこの数字に反映したところでございます。また町内のお店で使ってるお肉なんかでもかなり上昇したということを経験を受けておりまして、そういったところが反映してこの数字になったということで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） わかりました。

結局、当初予算で予定をしてた給食費はちょっと過大だったと、精査をしたら200万円入らないものとして計上してたので、その部分を削って、合わせて歳出で不足分を434万4,000円、基金から繰り入れたと、そういう理解でよろしいですね。

○議長（熊谷雅幸） 梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） お見込みのとおりでございます。

立場上、蘭越高校に20人以上入るっていうふうに、そういう立ち位置もあるものですから、そういうふうに見込んだんですけども、現実10名しか入らなかったということもありまして、ちょっと予算に大きく、そこまで響くというふうにちょっと認識してなかったものですから、結果としてこういうふうになったということで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号令和6年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第11、議案第9号令和6年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第9号令和6年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。

現在、この会計の歳入歳出予算の総額は9,118万6,000円でございます。この総額に102万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,221万円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、今回の補正予算は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給料改正や期末手当などの補正を行うものですが、給与費明細につきましても、この補正予算の最後に添付しておりますので、給与費関連の1節から3節につきましても説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款事業費 1項事業費 1目売店事業費、補正額102万4,000円。1、3は説明を省略させていただきます。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額102万4,000円。1繰越金102万4,000円の追加。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号令和6年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、議案第10号令和6年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第10号令和6年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、2億2,881万7,000円で、この総額にそれぞれ74万6,000円を追加し、予算の総額を2億2,956万3,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるもの

でございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額13万2,000円。職員の給与の改定によります人件費の補正のため、2、3、4は説明を省略させていただきます。

1款総務費 2項徴税費 1目賦課徴収費、補正額61万4,000円。こちらにつきましても、人件費の補正のため、説明は省略させていただきます

なお、補正予算資料の最後に給与費の明細を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、歳入につきまして御説明いたします。5ページを御覧ください。

4款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額74万6,000円。一般会計繰入金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号令和6年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第13、議案第11号令和6年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷口健康推進課長。

○健康推進課長（谷口敦哉） ただいま上程されました、議案第11号令和6年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

現在、この会計の歳入歳出予算の総額は7,064万3,000円で、この総額に333万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,397万3,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものによるものです。

なお、今回の補正予算で、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給料改正や期末手当などの補正も行っておりますが、給与費明細につきましても、この補正予算の最後に添付しておりますので、1節から4節の説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款サービス事業費 1項住宅サービス事業費 1目訪問介護等事業費、補正額84万1,000円。

2目通所介護事業費、補正額232万5,000円。特定財源その他11万1,000円につきましても、社会保険料納付金です。

3目住宅介護支援事業費、補正額5万7,000円。

4目介護予防支援事業費、補正額10万7,000円。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧ください。

2款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額321万9,000円。1一般会計繰入金321万9,000円につきましても、人件費増額分を一般会計から繰り入れするものです。

4款諸収入につきましても、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号令和6年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩いたします。

再開は、13時といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第14、議案第12号令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第12号令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第3号について、御説明いたします。

現在、この会計の歳入歳出予算の総額は3億2,325万8,000円でございます。この総額に1,349万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,674万9,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、今回の補正予算は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員を含む職員の給料改正や昇給、異動等による人件費、期末手当などの補正も行うものですが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、給与費関連の1節から4節につきましては説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額676万5,000円。2、3、次のページにまいります。4は説明を省略させていただきます。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額672万6,000円。特定財源その他38万円は、社会保険料納付金です。1、3、4は説明を省略させていただきます。26効果比93万1,000円。消費税で、来年3月、中間申告に不足が生じることから、追加をお願いするものです。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

3款繰入金 1項基金繰入金 1目交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金、補正額1,261万1,000円。1交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金1,261万1,000円。交流促進センター幽泉閣、財政調整基金繰入金です。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額50万円。1繰越金50万円の追加。前年度繰越金です。

5款諸収入については、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第15、議案第13号令和6年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第13号令和6年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。

現在、この会計の歳入歳出予算の総額は2,454万6,000円でございます。この総額に146万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,601万5,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正に

よるものでございます。

なお、今回の補正予算で、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給料改正や期末手当などの補正も行うものですが、給与費明細につきましても、この補正予算の最後に添付しておりますので、給与費関連の1節から4節につきましても、説明は省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款事業費 1項事業費 1目特産品製造開発事業費、補正額146万9,000円。特定財源その他3万4,000円につきましては、社会保険料納付金です。1から4は説明を省略させていただきます。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

3款繰入金 1項基金繰入金 1目地場産業振興加工センター基金繰入金、補正額107万3,000円。1地場産業振興加工センター基金繰入金107万3,000円。地場産業振興加工センター基金繰入金です。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額36万2,000円の追加。前年度繰越金です。

5款諸収入につきましても、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号令和6年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第16、議案第14号令和6年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第14号令和6年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、令和6年度蘭越町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款簡易水道事業収益 第2項営業外収益、既決予定額4,691万4,000円に、今回の補正予定額39万9,000円を追加し、4,731万3,000円とし、簡易水道事業収益の合計を1億3,696万4,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。

第1款簡易水道事業費用 第1項営業費用、既決予定額1億6,845万3,000円に、今回の補正予定額39万9,000円を追加し、1億6,885万2,000円とし、簡易水道事業費用の合計を1億7,242万7,000円に改めるものです。

第3条は予算第9条で定めました議会の議決を経なければ流用できない経費についてですが、職員給与費、既決予定額1,304万1,000円に55万6,000円を追加し、1,359万7,000円に改めるものです。

第4条は、予算第10条に定めました一般会計から補助を受ける金額5,347万3,000円に39万5,000円を追加し538

6万8,000円に改めるものです。

それでは、7ページの補正予算明細書を御覧願います。

収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

はじめに収入です。

1款簡易水道事業収益 2項営業外収益 2目他会計補助金、補正予定額39万5,000円。1節他会計補助金39万5,000円の追加をお願いするものです。

6目雑収益 1節その他雑収益、補正予定額4,000円。社会保険料納付金です。

次に、支出でございます。

1款簡易水道事業費用 1項営業費用 1目配水及び給水費、補正予定額15万7,000円の減。15節委託料63万円の減。水道管装置保守点検委託料で執行残です。16節手数料47万3,000円。水質検査47万3,000円の追加をお願いするもので、今回補正をお願いする水質検査につきましては、水道水に有機フッ素化合物の一種で、有害性が指摘されております。ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称PFOS及びペルフルオロオクタン酸、通称PFOAが国内で検出されたことから、国より水質検査実施の要請がありましたので、補正をお願いするものです。

2目総係費、補正予定額55万6,000円。1節から28節につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による補正のため、説明を省略させていただきます。

なお、2ページの実施計画につきましては、ただいま補正予算明細書で説明いたしましたので省略させていただきます。

また、3ページから6ページにつきましては、給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表につきましては、前回の予算書に添付している内容と変更がないことから、今回添付しておりませんので、御了承願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） ただいまの説明でP F A Sの検査予算が出ましたけども、検査結果がわかったときの取り扱いについては、なんらかの指示が国からあるかと思うんですが、その報告と併せて町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま柳谷議員の御質問にお答えします。

この検査結果なんですけど、こちらのほう、北海道のほうに報告させていただいて、北海道が一括、各町村の、その検査結果というのを公表されることになってますので、そちらのほうで公表ということになります。また、それが検査で数値がですね、基準値以上であれば、なんらかの対応しないとならないのですが、その対応方法につきましては、ちょっとうちのほうでまだ、どういった対応ができるかっていうのが、ちょっと内部のほうではまだ検討中ございまして、今、国のほうで調べますと、ろ過器だとか、そういうので対応できるということで伺っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 水源が本町は5か所あるわけですけども、全ての水源について行うということですか。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 全ての水道の水源地のほうの水質を検査する予定であります。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号令和6年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第17、議案第15号令和6年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第15号令和6年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、令和6年度蘭越町農業集落排水事業会計、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款農業集落排水事業収益 第2項営業外収益、既決予定額1億7,958万7,000円に、今回の補正予定額22万7,000円を追加し、1億7,981万4,000円とし、農業集落排水事業収益の合計を2億1,259万4,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。

第1款農業集落排水事業費用 第1項営業費用、既決予定額2億1,640万4,000円に、今回の補正予定額22万7,000円を追加し、2億1,663万1,000円とし、農業集落排水事業費

用の合計を2億2,220万9,000円に改めるものです。

第3条は予算第9条で定めました議会の議決を得なければ流用できない経費についてですが、職員給与費、既決予定額839万7,000円に22万7,000円を追加し、862万4,000円に改めるものです。

第4条は、予算第10条に定めました一般会計から補助を受ける金額1億1,863万円に22万7,000円を追加し、1億1,885万7,000円に改めるものです。

それでは、6ページの補正予算明細書を御覧願います。

収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

はじめに、収入です。

1款農業集落排水事業収益 2項営業外収益 2目他会計補助金、補正予定額22万7,000円。1節他会計補助金22万7,000円の追加をお願いするものです。

次に、支出です。

1款農業集落排水事業費用 1項営業費用 1目総経費、補正予定額22万7,000円。1節、2節、5節につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による補正のため、説明を終了させていただきます。

2ページの実施計画につきましては、ただいま補正予算明細書で説明いたしましたので、省略させていただきます。

また、3ページから5ページにつきましては、給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表につきましては、簡易水道事業会計同様、添付しておりませんので、御了承願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号令和6年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第18、意見書案第1号刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番難波議員。

○7番(難波修二) ただいま上程されました、意見書案第1号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について、御説明申し上げます。

再審の手続きを定めた法律には、再審請求手続きの審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられており、再審請求手続きの審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている状況にあります。

再審における証拠開示の問題は重要であり、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要で、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠であります。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申し立てを行う事例が相次いでおり、再審決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであることから、一つ、再審請求手続きにおいて、捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。二つ、再

審開始決定に対する検察官の不服申し立てに制限を加えることについて、特段の措置を講ずるよう要請するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

よろしく御審議いただき、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第19、報告第1号所管事務調査の結果報告について、総務文教常任委員長から報告願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） ただいま上程されました、報告第1号総務文教常任委員会所管事務調査について報告いたします。

令和6年9月27日に、本年度第3回目の所管事務調査、住民福祉課及び健康推進課に関する調査を行いました。

出席委員は総務文教常任委員のほか、経済建設常任委員会から2

名のオブザーバー参加がありました。

皆様に調査報告書をお配りしておりますので、要点のみ報告させていただきます。

はじめに、住民福祉課所管事務中、第3期子ども・子育て支援事業計画策定について調査しました。

町では現在、蘭越町子ども・子育て会議を中心に、第3期事業計画の策定作業を進めております。

町の今後の子育て支援に関わる施策を推進する重要な計画となりますので、十分に検討を重ねていただきたいと思います。

つづいて、資源ごみ収集運搬等業務委託について調査しました。

本年度から、資源ごみ収集業務と最終処分場維持管理業務を合わせた業務委託方式がスタートし、順調に推移しているようです。

回収した資源ごみの搬出について、有償あるいは引き取りに来てくれる事業者がないものか検討をしていただきたいと思います。

民間事業者の集合住宅建設による新たな収集箇所については、事前に事業者からの建築申請段階で協議を行うことが必要と思われれます。

次に、健康推進課所管事務中、予防接種助成事業に係る現状と課題について調査しました。

小児等の定期接種については、引き続き接種率の向上を図られるように努めてください。

新型コロナワクチンの予防接種については、医療機関をはじめ、担当課の通常業務に過度の負担がかからないような体制づくりに配慮をしていただきたいと思います。

町が独自に行っているワクチン接種助成制度については、町民の評価も高いので、引き続き実施をしていただきたいと思います。

最後に、蘭越診療所の運営状況及び患者数の推移について調査しました。

診療所開設から3年が経過し、運営上の課題が明らかになった年とも言えます。

開設以来、診療報酬と患者数は徐々に減少しており、安定的な財政運営を目指して、収支改善に努めていただきたいと思います。

担当患者数の多寡による医師の業務量の偏在、調剤提供までの時間の短縮、必要な医療従事者の確保など、当面する課題解決のため

に一層の努力をお願いいたします。

この度の調査をもちまして、当委員会の本年度の所管事務調査は全て終了いたしました。

各担当課の職員の皆様の御協力に感謝し、当委員会の最終報告といたします。

以上、総務文教常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、報告を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 日程第20、報告第2号例月出納検査報告について代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第21、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） ここで、山内副町長から発言が求められておりますので、これを許します。

○副町長（山内勲） 退任に当たりまして、こうして貴重な時間をいただき、御挨拶を申し上げる機会をいただきましたことに、まずもって感謝を申し上げたいというふうに思います。

平成28年に金町長から推挙によりまして、副町長に選任いただき、以来2期8年間をこうしてなんとか全うできましたことに、安

堵と少しの喜びを感じているところでございます。

この間、特に議会の皆様方には多くの御指導や御厚情をいただきましたこと、本当に心から感謝申し上げる次第です。

副町長は、町長の女房役という表現をよくされますが、振り返って私自身、十分な内助の功をなせたのかは自信がないのですが、それでもただひたすらに、町民の皆様の幸せを願って職務に取り組んできたかと思っており、我が役場人生に悔いはないといったのが正直な気持ちでもあります。

蘭越町は今、金町政が3期目のスタートを切り、大きく飛躍する期待が持たれている中で、さらに多くの事務事業が今後精力的に推進されていくものと推察しておりますが、是非、議会と執行部が同じベクトルに向かって議論し合い、我が町が指数・関数的に発展することを願ってやみません。

どうぞ皆様方におかれましても、健康等に御留意されまして、ますます御活躍されますことを衷心より御祈念いたしまして、退任の御挨拶をさせていただきます。

本当に皆さんありがとうございました。

(拍手)

○議長（熊谷雅幸） 次に、先ほど蘭越町副町長に選任の同意を得ました小林教育長から発言が求められておりますので、これを許します。

○教育長（小林俊也） 一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

この度は、金町長の特段の御配慮によりまして、私の副町長の就任について御提案していただきましたところ、議員の皆様のお同意を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

図らずも副町長を命ぜられ、職責の重さに身の引き締まる思いであります。

行政の推進に当たりましては、金町長の意向に沿い、町民の声をよく聞いて、本町のため、町民のために全力を尽くす所存でありますので、町議会の皆様をはじめ、町理事者の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。お礼の御挨拶に代えさせていただきます。

大変ありがとうございました。

(拍手)

○議長(熊谷雅幸) つづきまして、先ほど蘭越町教育委員会教育長に任命の同意を得ました渡辺総務課長から発言が求められておりますので、これを許します。

○総務課長(渡辺貢) 教育長の任命同意に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この度は、町長の御配慮により、教育長の任命同意議案を上程いただき、そして議会の皆様から御同意をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

町長の目指すまちづくり、そして教育行政に、私の小さな力量で十分に応えられるものか自問自答をしている中で、この度、教育長という立場を与えていただきましたことに感謝しております。

私自身、教育行政の経験はありませんが、どんな立場になろうと初心を忘れず、常に自分を振り返り、反省し、そして前を向いて、これまで培った職場経験等を生かしながら、まずは教育現場の声にしっかり耳を傾け、子どもたちが安心して学び、成長できる教育環境の整備に尽力してまいりたい所存です。

最後になりますが、この任務は1人では達成できないものです。町長をはじめ、副町長、議員の皆様、また職員、関係者の皆様方からの御指導、御協力をいただきながら、誠心誠意、与えられた職責を全うし、私自身も常に学び続ける姿勢を忘れず、子どもたちが夢や希望を持てる明るい未来へ導いていきたいと考えております。

これからの2年間、よろしくお願い申し上げます、簡単ですが、お礼と決意の言葉とさせていただきます。

御同意、大変ありがとうございました。

(拍手)

○議長(熊谷雅幸) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和6年第4回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時31分 閉会